

附錄資料

○茨木市立男女共生センター条例

平成11年10月5日  
茨木市条例第14号

改正 平成21年12月18日条例第61号  
平成22年3月12日条例第13号  
平成22年9月27日条例第43号  
平成26年12月10日条例第47号

(設置)

第1条 男女共同参画社会を推進し、女性の自立と社会参画を図るため、本市に茨木市立男女共生センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 茨木市立男女共生センター ローズWAM

位置 茨木市元町4番7号

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 男女共同参画社会推進のための情報の収集及び提供に關すること。
- (2) 男女共同参画社会推進のための講座、研修及び啓発に關すること。
- (3) 女性問題に係る相談に關すること。
- (4) 施設の供与に關すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要なこと。

(利用の許可)

第4条 センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し、利用条件を変更し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条に規定する事由が生じたとき。
- (3) 災害その他事故によりセンターの利用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による利用条件の変更又は許可の取消しによって、利用者に損害が生じてもその責めを負わない。

(意見の聴取)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、第5条第3号に掲げる事由の有無について、茨木警察署長の意見を聴くものとする。

(利用料)

第8条 利用者は、別表第1及び別表第2に定める利用料を前納しなければならない。ただし、口座振替の方法により徴収する利用料は、後納とすることができる。

(利用料の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料の還付)

第10条 既納の利用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第11条 利用者の責めに帰すべき理由により、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、市長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

室名	利用時間			
	午前 午前9時から 正午まで	午後A 午後0時30分 から午後3時 まで	午後B 午後3時30分 から午後6時 まで	夜間 午後6時30分 から午後9時 30分まで
フムホール	7,750円	6,450円	6,450円	7,750円
控室1	300円	250円	250円	300円
控室2	300円	250円	250円	300円
ローズホール	2,550円	2,000円	2,000円	2,550円
ファミリールーム	300円	250円	250円	300円
料理工房	2,450円	1,950円	1,950円	2,450円
和室	2,450円	1,950円	1,950円	2,450円
会議室401	850円	650円	650円	850円
会議室402	850円	650円	650円	850円
会議室403	300円	250円	250円	300円
セミナー室404	850円	650円	650円	850円
セミナー室405	1,050円	950円	950円	1,050円
研修室501	1,300円	1,050円	1,050円	1,300円
研修室502	1,600円	1,300円	1,300円	1,600円
控室503	300円	250円	250円	300円

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行前に準備行為としてのセンター利用申込みがある場合は、当該申込み時に、第7条に規定する利用料を徴収するものとする。

附 則（平成21年条例第61号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第13号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第43号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の茨木市立男女共生センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前になされた許可に係る利用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年条例第47号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の茨木市立男女共生センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前になされた許可に係る利用料については、なお従前の例による。

#### 別表第1

##### 施設利用料表

##### 備考

1 構成員に2人以上の高校生以下の者を含む次の各号のいずれかに該当する団体が当該高校生以下の者が主体となった団体活動又は当該高校生以下の者を対象とする事業のために利用するときの利用料の額は、当該利用料の額の2分の1に相当する額（50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを50円とする。）とする。

(1) 当該高校生以下の者の人数が構成員の半数以上である団体

(2) 当該高校生以下の者に乳幼児又は障害児が含まれている団体で市長が適当と認めたもの

2 市外居住者（法人その他の団体にあつては、その所在地が市外であるもの）が利用するときの利用料の額は、当該利用料の額に10割の額を加算した額とする。

3 利用者が500円以上の入場料、参加費、受講料その他これらに類するものを徴収するときの利用料の額は、当該利用料の額に10割の額を加算した額とする。

4 ワムホールの利用料は、控室1、控室2及びファミリー

ルームの利用料を含むものとする。

5 ワムホールの舞台のみ（控室1、控室2及びファミリールームは使用しない。）を利用するときの利用料の額は、当該利用料の額の2分の1に相当する額とする。

#### 別表第2

##### 附帯設備利用料表

種別	品名	単位	金額	備考
舞台備品	平台	1式	1,500円	
	緋毛せん	1式	450円	
	上敷	1巻	150円	
	金屏風	1双	1,500円	
	指揮者台	1台	150円	
	音響反射板	1式	3,000円	
	演台	1台	450円	
	花台	1台	300円	
	グランドピアノ	1台	2,700円	調律料は別途
	リノリウム	1式	3,000円	
音響設備	基本音響装置	1式	1,000円	
	基本音響装置（ワムホール）	1式	2,000円	
	マイクロホン	1本	750円	
	ワイヤレスマイク	1本	1,500円	
	ロホン			
	音響再生機	1台	1,000円	
	シンセサイザー	1台	500円	
	移動型スピーカー	1台	1,000円	
	ポータブルアンプ	1台	2,000円	
	スピーカー			
移動型ミキサー	1式	2,500円		
三点吊装置	1式	1,500円		
映像設備	16ミリ、35ミリ映写機	1台	3,000円	スクリーンを含む。
	スライド映写機	1台	2,200円	スクリーンを含む。
	スクリーン	1式	750円	
	オーバーヘッドカメラ	1台	1,200円	
	映像再生機	1台	1,000円	テレビモニターを含む。
	プロジェクター（ホール用）	1台	3,600円	スクリーンを含む。
	プロジェクター	1台	1,000円	スクリーンを含む。
	テレビモニター（大）	1台	1,000円	

	テレビモニター (小)	1台	500円	
	パソコン	1台	500円	事務用パソコンを除く。
照明設備	ボーダーライト	1列	1,000円	
	フロントサイドスポットライト	1組	1,000円	
	シーリングスポットライト	1組	2,000円	
	アッパーホリゾン トライト	1列	1,300円	
	ローホリゾン トライト	1列	1,000円	
	サスペンションラ イト	1台	500円	
	ピンスポットラ イト	1台	1,000円	
	天井反射板ラ イト	1列	1,000円	

	サスペンションラ イト	14台		
--	----------------	-----	--	--

備考

- 1 本表の各利用料は、午前9時から正午までを「午前」とし、午後0時30分から午後3時までを「午後A」とし、午後3時30分から午後6時までを「午後B」とし、午後6時30分から午後9時30分までを「夜間」とし、それぞれを1回とした利用料とする。
- 2 構成員に2人以上の高校生以下の者を含む次の各号のいずれかに該当する団体が当該高校生以下の者が主体となった団体活動又は当該高校生以下の者を対象とする事業のために利用するときの利用料の額は、当該利用料の額の2分の1に相当する額（50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを50円とする。）とする。
  - (1) 当該高校生以下の者の人数が構成員の半数以上である団体
  - (2) 当該高校生以下の者に乳幼児又は障害児が含まれている団体で市長が適当と認めたもの

照明設備セット表

種別	器具名	数量	所要人数	金額
Aセット	ボーダーライト	1列	1人増員分別 途	4,000円
	フロントサイド スポットライト	1組		
	シーリングスポ ットライト	1組		
Bセット	ボーダーライト	1列	1人増員分別 途	10,300円
	フロントサイド スポットライト	2組		
	シーリングスポ ットライト	1組		
	アッパーホリゾ ントライト	1列		
	ローホリゾン トライト	1列		
	サスペンション ライト	6台		
Cセット	ボーダーライト	1列	1人増員分別 途	14,300円
	フロントサイド スポットライト	2組		
	シーリングスポ ットライト	1組		
	アッパーホリゾ ントライト	1列		
	ローホリゾン トライト	1列		

○茨木市立男女共生センター条例施行規則

平成11年10月5日  
茨木市規則第34号  
改正 平成15年1月17日規則第2号  
平成17年3月29日規則第12号  
平成18年2月2日規則第1号  
平成19年5月10日規則第57号  
平成20年11月26日規則第51号  
平成22年3月31日規則第16号  
平成22年11月25日規則第68号  
平成23年11月28日規則第65号  
平成25年2月4日規則第2号  
平成25年3月29日規則第17号  
平成27年3月31日規則第30号  
平成28年3月30日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市立男女共生センター条例(平成11年茨木市条例第14号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第2条 茨木市立男女共生センター(以下「センター」という。)の開所時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第3条 センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

(1) 火曜日

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

(利用許可の申請)

第4条 条例第4条の規定により、利用の許可を受けようとする者(以下「利用者」という。)は、茨木市立男女共生センター利用許可申請書(様式第1号の1又は様式第2号の1)を市長に提出しなければならない。

2 利用者は、ローズホールを利用する場合にあつては、次の各号に掲げる申請日の区分に応じ、当該各号に定める期間内に申請しなければならない。

(1) 利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する月の4月前に属する場合 4月前の月の20日から月末までの間(茨木市立男女共生センター施設予約システムに関する規則(平成22年茨木市規則第37号。次項第2号及び第16条において「予約システムに関する規則」という。)第8条の規定による申請に限る。)

(2) 利用日の属する月の3月前から当月に属する場合 3月前の月の11日(1日までに申請のなかったときは2日)から利用日までの間

3 利用者は、会議室等を利用する場合にあつては、次の各号に掲げる申請日の区分に応じ、当該各号に定める期間内に申請しなければならない。

(1) 利用日の属する月の3月前に属する場合 3月前の月の20日から月末までの間(予約システムに関する規則第8条の規定による申請に限る。)

(2) 利用日の属する月の2月前から当月に属する場合 2月前の月の11日(1日までに申請のなかったときは2日)から利用日までの間

4 利用者は、ワムホールを利用する場合にあつては、

利用日の属する月の6月前の月の初日から利用前20日までの間に申請しなければならない。

5 第2項第2号及び第3項第2号の規定にかかわらず、第10条の規定によりセンターの関係団体として登録された団体の申請については、ローズホールにあつては利用日の属する月の6月前の月の初日から利用日までに、会議室等にあつては利用日の属する月の3月前の月の初日から利用日までに受け付けるものとする。

6 前各項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、申請期間を変更することができる。(利用の許可)

第5条 市長は、センターの利用を許可したときは、茨木市立男女共生センター利用許可書(様式第1号の2又は様式第2号の2)を交付する。

2 前条の許可は、次の方法により決定するものとする。

(1) 前条第2項第1号及び第3項第1号の規定による申請に係る許可 抽選

(2) 前条第2項第2号及び第3項第2号の規定による申請に係る許可 申請を受け付けた順序

(3) 前条第4項の規定による申請に係る許可 申請を受け付けた順序。ただし、6月前の月の初日においては、別に定める時間までに申請しようとする者による抽選を行い、順位を決定する。

3 前項第1号の抽選は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日に行うものとする。

(1) ローズホール 利用日の属する月の3月前の月の初日

(2) 会議室等 利用日の属する月の2月前の月の初日

4 第2項第1号の抽選による許可があつた場合において、利用者が茨木市立男女共生センター利用許可書を当該許可があつた月の10日までに受領しなかったときは、利用者は、当該申請を取り下げたものとみなす。(利用期間)

第6条 施設を引き続き利用できる期間は、5日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、利用期間を変更することができる。

(利用料の減免)

第7条 条例第9条の規定により条例第8条の利用料を免除する場合は、次項第1号及び第2号に規定する場合のほか、次のとおりとする。ただし、第2号に掲げる場合において、入場料その他これに類するものを徴収するときは、利用料を免除しない。

(1) 本市が利用するとき。

(2) 茨木市附属機関設置条例(平成25年茨木市条例第5号)第2条の規定により設置された茨木市公の施設使用料免除団体審査会(次条及び第7条の3第4項において「審査会」という。)の審査を経て、市長がセンターの利用料を免除することが適当と認めた団体(以下「免除団体」という。)が、センターの設置目的に適合する活動のために、ワムホール及びローズホールについては同一年度内に合わせて4回まで、その他の会議室等については月4回までの範囲で利用するとき。

2 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより利用料を減額し、又は免除する。

(1) 災害その他利用者の責めにやらない理由により利用することができなくなったとき 免除

- (2) 利用者が、ワムホールにあっては利用日前150日までに、ローズホールにあっては利用日前60日までに、会議室等にあっては利用日前30日までに利用申請を取り消したとき 免除
- (3) 利用者が、ワムホールにあっては利用日前60日までに、ローズホール及び会議室等にあっては利用日前20日までに利用申請を取り消したとき(前号に掲げる場合を除く。) 5割
- 3 前2項の規定により、利用料の減額又は免除を受けようとする者は、茨木市立男女共生センター利用料免除申請書(様式第1号の1、様式第2号の1又は様式第3号の1)又は茨木市立男女共生センター利用料還付・減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料の減額又は免除の承認を取り消すことができる。
- (1) 虚偽その他不正な行為により利用料の減額又は免除の承認を受けたとき。
- (2) 第1項第2号に掲げる場合に該当し、利用料の免除の承認を受けた場合において、免除団体としての承認が取り消されたとき。
- (免除団体の審査基準)
- 第7条の2 審査会の審査に当たっては、当該団体が次に掲げる要件のいずれにも該当する団体かどうかを審査するものとする。
- (1) 団体の設立趣旨がセンターの設置目的に適合する団体又はセンターの設置目的に適合する活動を相当期間行った実績がある団体であること。
- (2) 行政との協働の観点から、重点的な行政課題である男女共同参画社会の推進に向けた役割を担う団体であること。
- (3) 男女共同参画社会の推進を目的とし、センターの設置目的に適合する活動を現に恒常的に行っている団体であること。
- (4) 定款、規約、会則等による運営がなされている団体であること。
- (5) 予算、決算がある団体であること。
- (6) 営利、政治又は宗教的活動を目的としない団体であること。
- (7) 市内に活動の本拠を有している団体であること。
- (8) 市民又は市内に在勤し、若しくは在学する者が10人以上で構成され、かつ構成員の過半数を占めている団体であること。
- (9) センターで定期的に行われる登録団体連絡会に参加することができる団体であること。
- (10) センターが実施する男女共同参画社会推進のための研修・講座に積極的に参加することができる団体であること。
- (11) 他の施設において当該施設の使用料等が免除されていないこと。
- (免除団体の承認の手続)
- 第7条の3 免除団体としての承認を受けようとするものは、男女共生センター利用料免除団体申請書(様式第3号の3)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 団体の定款、規約、会則又はこれらに準ずるもの
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 活動実績及び活動計画が分かる事業概要等
- (4) その他市長が必要と認めるもの
- 3 第1項の申請は、毎年、市長が定める期間に行う

ものとする。

- 4 市長は、第1項の申請があったときは、審査会の審査を経て、承認又は不承認を決定し、茨木市立男女共生センター利用料免除団体承認決定通知書(様式第3号の4)又は茨木市立男女共生センター利用料免除団体不承認決定通知書(様式第3号の5)により申請者に通知するものとする。
- (免除団体の変更の届出)

第7条の4 免除団体は、前条第1項の申請書又は同条第2項各号に掲げる添付書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに茨木市立男女共生センター利用料免除団体変更届出書(様式第3号の6)を市長に提出しなければならない。

(免除団体の承認の取消し)

第7条の5 市長は、免除団体が次の各号のいずれかに該当するときは、免除団体としての承認を取り消すことができる。

(1) 第7条の2各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により免除団体としての承認を受けたとき。

(利用料の還付)

第8条 条例第10条ただし書の規定により利用料を還付する場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 利用者の責めによらない理由により利用することができなくなったとき 全額

(2) 利用者が、ワムホールにあっては利用日前150日までに、ローズホールにあっては利用日前60日までに、会議室等にあっては利用日前30日までに利用申請を取り消したとき 全額

(3) ワムホールにあっては利用日前60日までに、ローズホール及び会議室等にあっては利用日前20日までに利用申請を取り消したとき(前号に掲げる場合を除く。) 5割

2 利用料の還付を受けようとする者は、茨木市立男女共生センター利用料還付・減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 第1項第1号については、還付理由の発生後10日以内に請求しなければならない。

(利用の変更等の手続)

第9条 センターの利用者がやむを得ない理由により、利用できなくなったときは、茨木市立男女共生センター利用許可書を添えて、茨木市立男女共生センター利用取消申請書(様式第3号の1)を提出しなければならない。

2 利用者は、茨木市立男女共生センター利用許可書の記載事項のうち、次に掲げる事項を変更しようとするときは、ワムホールにあっては利用日前20日までに、ローズホール及び会議室等にあっては利用日前3日までに、茨木市立男女共生センター利用変更申請書(様式第3号の1)を市長に提出しなければならない。ただし、第4号及び第5号に掲げる事項の利用変更は、同月内で1回限りとする。

(1) 氏名及び住所

(2) 利用する団体の構成

(3) 利用目的

(4) 利用日又は利用時間

(5) 利用施設又は附帯設備

(6) 参集人数

(7) 入場料の有無及びその金額

3 市長は、第1項の規定による申請に対しては、茨木市立男女共生センター利用取消許可書(様式第3

号の2)を交付するものとし、前項の規定による申請は、適当と認めるときに限り、茨木市立男女共生センター利用変更許可書(様式第3号の2)を交付するものとする。

(関係団体の登録)

第10条 センターの関係団体(男女共同参画社会の推進を目的とした団体に限る。)として登録を受けようとするものは、茨木市立男女共生センター団体登録申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(利用許可書の提示義務)

第11条 利用者は、その利用中は利用許可書又は利用変更許可書を携帯し、センターを管理する職員(以下「職員」という。)から要求されたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(利用者の義務)

第12条 利用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 利用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 参集人数が、利用する施設の定員を超えないこと。
- (3) 許可なく物品の販売等をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 許可なくセンター内にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (6) 利用施設及び付帯設備について準備、後始末又は原状回復等を行う場合は、職員の指示に従うこと。
- (7) 備品等の使用の際は、ていねいに取り扱い、職員が指示する場所へ確実に返納すること。
- (8) その他職員の指示に従うこと。

(入館者の義務)

第13条 入館者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 許可なく物品の販売等をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙をしないこと。
- (3) 許可なくセンター内にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (4) センター内を不潔にしないこと。
- (5) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (6) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (7) 正当な理由がなく長居しないこと。
- (8) その他職員の指示に従うこと。

2 市長は、前項各号に違反する者に対し、入場を拒否し、又は退去を命じることができる。

(建物等のき損等の届出)

第14条 利用者は、建物、付属物若しくは器具を滅失し、又はき損したときは、直ちに職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用終了の届出)

第15条 利用者は、施設の利用を終わったときは、直ちに職員に届け出て、その検査を受けなければならない。

(茨木市立男女共生センター施設予約システムによる利用許可申請等)

第16条 茨木市立男女共生センター施設予約システムによる利用許可申請等については、予約システムに関する規則に定めるところによる。

(職員)

第17条 センターに所長、所長代理その他必要な職員を置く。

(職務)

第18条 所長は、上司の命を受けて所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 所長代理は、所長を補佐し、所長が不在又は事故あるときにその職務を代理する。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則施行前に準備行為として行った第10条に規定する関係団体登録の申請手続その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の当該規定において行ったものとみなす。

附 則(平成15年規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の第4条及び第9条の規定は、この規則の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の第7条及び第8条の規定は、この規則の施行の日以後の利用料の減額及び選付承認について適用し、同日前の承認については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前になされた利用料の減額及び選付承認については、なお従前の例による。

附 則(平成17年規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた用紙は、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

附 則(平成18年規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第57号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、第1条から第26条までの規定による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間、所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則(平成20年規則第51号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。
- 附 則(平成22年規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の茨木市立男女共生センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用許可に係る申請について適用し、同日前の利用許可に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間、所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則(同年規則第68号)

- (施行期日)
- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
(利用許可の申請に関する経過措置)
  - 2 この規則による改正後の第4条第3項及び第4項の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る会議室等及びワムホールの利用許可の申請について適用し、同日前の利用に係る会議室等及びワムホールの利用許可の申請については、なお従前の例による。
  - 3 前項の規定にかかわらず、会議室等の利用日が次の各号に掲げる月に属する場合の利用許可の申請の期間は、当該各号に定めるものとする。
    - (1) 平成23年4月 次に定める期間
      - ア 平成23年2月20日から同月28日まで
      - イ 平成23年3月11日(同月1日までに申請のなかったときは同月2日)から利用日まで
    - (2) 平成23年5月 次に定める期間
      - ア 平成23年3月20日から同月31日まで
      - イ 平成23年4月11日(同月1日までに申請のなかったときは同月2日)から利用日まで
    - (3) 平成23年6月 次に定める期間
      - ア 平成23年4月12日から同月17日まで
      - イ 平成23年4月24日(同月18日までに申請のなかったときは同月19日)から利用日まで
    - (4) 平成23年7月 次に定める期間
      - ア 平成23年4月25日から同月30日まで
      - イ 平成23年5月11日(同月1日までに申請のなかったときは同月2日)から利用日まで
  - 4 第2項の規定にかかわらず、ワムホールの利用日が次の各号に掲げる月に属する場合の利用許可の申請の期間は、当該各号に定めるものとする。
    - (1) 平成23年4月 同年1月5日から利用日20日前まで
    - (2) 平成23年5月 同年2月2日から利用日20日前まで
    - (3) 平成23年6月 同年3月2日から利用日20日前まで
    - (4) 平成23年7月、同年8月、同年9月及び同年10月 同年4月1日から利用日20日前まで
  - 5 前2項の場合において、改正後の茨木市立男女共生センター条例施行規則(第6項及び第8項において「新規則」という。)の次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第2項第1号	第3項第1号	茨木市立男女共生センター条例施行規則の一部を改正する規則(平成22年茨木市規則第68号。以下この項において同じ。)附則第3項第1号ア、第2号ア、第3号ア及び第4号ア
第5条第2項第2号	第3項第2号	茨木市立男女共生センター条例施行規則の一部を改正する規則附則第3項第1号イ、第2号イ、第3号イ及び第4号イ
第5条第2項第3号	前条第4項	茨木市立男女共生センター条例施行規則の一部を改正する規則附則第4項各号
	3月前の月の初日	平成23年4月1日

(利用料の減免及び利用の変更に関する経過措置)

- 6 新規則第7条及び第9条第2項の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る利用料の減免及び利

用の変更について適用し、同日前の利用に係る利用料の減免及び利用の変更については、なお従前の例による。

- 7 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前になされた許可に係る利用料の減免及び利用の変更については、なお従前の例による。  
(準備行為)
- 8 この規則の施行の日前に準備行為として行った新規則第7条の2第2項の規定による申請その他新規則を施行するために必要な準備行為は、新規則の相当規定において行ったものとみなす。

附 則 (平成23年規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の茨木市立男女共生センター条例施行規則の規定は、平成25年度以後の利用に係る免除団体の審査について適用し、平成24年度以前の利用に係る免除団体の審査については、なお従前の例による。

附 則 (同年規則第17号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第30号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の茨木市立男女共生センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る利用料の減免及び還付について適用し、同日前の利用に係る利用料の減免及び還付については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前になされた許可に係る利用料の減免及び還付については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行の日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

各種様式 省略